

名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第63号

名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成 6 年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

「

円	円	円	円
1,300			
1,300			
260		260	
130		130	130
3,900			
200			
130		130	
130			
1,300			
1,300			

「

円	円	円	円
1,900			
1,900			
390		390	
190		190	190
5,800			
300			
190		190	
190			
1,900			
1,900			

を

に改め、

3,900			
3,900			
2,000			
400			
400		400	400
2,000			
130		130	130

5,800			
5,800			
3,000			
600			
600		600	600
3,000			
190		190	190

」

」

同表楽器の項中

「

10,400			
6,500			
		3,900	
1,300		1,300	1,300
10,400			
1,300			

」

「

15,600			
9,700			
		5,800	
1,900		1,900	1,900
15,600			
1,900			

を

に改め、

」

同表音響設備の項中

「

900			
600			
2,000			
1,300	1,300	1,300	1,300
650			
300			
800			
1,300			
1,700			

」

「

1,300			
900			
3,000			
1,900	1,900	1,900	1,900
970			
450			
1,200			
1,900			
2,500			

を

に改め、

」

同表照明設備の項中

「

16,900		
10,400		
2,600		
2,000		
750		

「

25,300		
15,600		
3,900		
3,000		
1,100		

を

に改め、同表映写設備

500		
250		250
400		
250		
130		
250		
1,000		
120		

750		
370		370
600		
370		
190		
370		
1,500		
180		

の項中

「

2,000
10,000

」を「

3,000
15,000

」に改め、同表備考第1号中「1,300円」を「1,900

円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市芸術創造センター条例施行細則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に名古屋市芸術創造センター条例（昭和58年名古屋市条例第13号）第3条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。